

電マニ一部義務化4月に始まる

廃棄物 処理法 特管物発生量が基準に

改正廃棄物処理法に
基づく電子マニフェス
ト一部義務化が4月1
日から始まる。対象は、
前々年度においてPC
B廃棄物を含めない特
別管理産業廃棄物の発
生量が50トン以上の事業
場を設置する者となっ
ている。

電子マニフェストへ
の登録が困難な場合
は、紙マニフェストの
交付（備考・通信欄の
理由を記入する）が認

められている。

困難な場合として認

められるのは「電気通

信回線の故障」「電力会

社による長期間の停

電」「異常な自然現象に

よるインターネットの

使用困難」「離島内等

他に電子マニフェスト

を使用する収運・処分

業者が存在しない」「電

子マニフェスト使用業

者が近距離に存在しな

い」「常勤職員が全員65

歳以上（2019年3

月31日時点）で、回線

が情報処理センターと

接続されていない」等

の場合に限られてい

る。

困難と認められてい

ないのに紙マニフェス

トを交付した場合は、

罰則の対象（1年以下

の懲役または100万

円以下の罰金）になる。

義務対象となるかど

うかについては年度ご

とに判断され、PCB

廃棄物を含まない特別

管理産業廃棄物の発生

量が50トン未満だった年

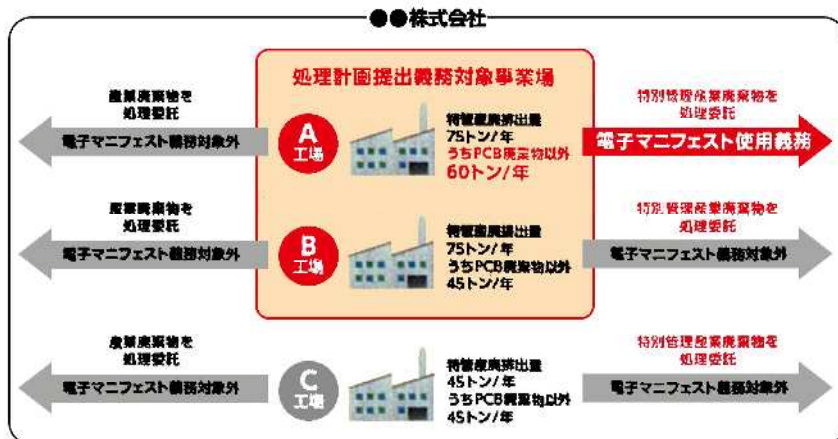
度の翌々年度について

は義務対象から外れる

といった具合になる。

また、前々年度の特

電子マニフェスト使用義務の対象(例)



別管理産業廃棄物の発生
量が50トン以上の事業
場で、通常の産業廃棄
物やPCB廃棄物の処

理を委託する場合は、
紙マニフェストの使用
（産業廃棄物とPCB
廃棄物の分に限る）も
可能となっている。